

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度 就労ボランティア体験事業
発 注 課	保健福祉局総務部保護自立支援課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、生活習慣や人との関わり方及び就労への意欲等に複合的な課題を抱えており、長期的な支援が必要な者を対象者としている。対象者に対し、就労体験やボランティア体験、状態に応じた様々なセミナー等を提供することにより、就労の前段階としての準備ができるよう支援することを目的とした事業である。</p> <p>上記の事業目的を踏まえると、本事業の委託先については、支援の質や積み上げてきた信頼関係の継続性を確保するとともに、従事者の育成と確保ができる事業者でなければならない。</p> <p>また、本事業の内容は他者との接触を伴うものが多く、委託先が就労体験等の協力事業所等と緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策を講ずる必要がある。このため、令和4年度の事業実施に当たっても、令和2～3年度における感染対策を継続することが求められる。</p> <p>標記事業者についてみると、平成23年度から1,200人を超える生活保護受給者と生活困窮者の支援を行ってきており、複合的な課題をもつ者の支援を行う専門的な技術及びノウハウを有している。さらには、専門資格を有する人材を配置するとともに、厚生労働省主催の人材育成研修に定期的に参加する等、これまで本事業を行う支援員の育成を行ってきた実績がある。</p> <p>また、標記事業者には、令和2～3年度の事業実施を通じて、就労体験等の協力事業所との調整及びセミナー実施形態の変更等を行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じたことにより、感染者等を発生させていないという実績がある。</p> <p>したがって、本事業の目的を達成するための条件を満たすのは標記事業者のみと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年2月28日